

# 障害者差別解消 支援地域協議会について

平成28年8月24日

平成28年度 第1回 帯広市地域自立支援協議会  
差別解消部会(代表者会議)

# 差別解消法の制定に向けた背景

○平成18年12月 国連で「障害者権利条約」が採択

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定められた。

○国内法の整備

▪平成17年「障害者自立支援法」制定(18年4月施行)

平成24年法改正「障害者総合支援法」(25年4月施行)

▪平成23年「障害者基本法」改正

# 差別解消法の整備に向けた背景

- 平成23年「障害者虐待防止法」制定(24年10月施行)
- 平成24年「障害者優先調達推進法」制定(25年4月施行)
- 平成25年「障害者差別解消法」制定(28年4月施行)
- 平成25年「障害者雇用促進法」制定(28年4月施行)
- ..... など

○平成26年2月 日本で「障害者権利条約」の効力が発生

〔平成28年3月 帯広市手話言語条例制定(28年4月施行)〕

# 差別解消法

## ■ 障害を理由とする差別の解消を推進する法律

### □ 目的

- 障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

### □ 「禁止」ではなく、「解消」

### □ 罰則規定は無い

- (守秘義務等に関する罰則は有り)

# 差別解消法

## ■ 差別とは

### □ 不当な差別的取扱いの禁止

- 障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)など)を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない




### □ 合理的な配慮の不提供

## ■ 合理的配慮の提供とは

障害のある人などから配慮を求める意思の表明があった場合、過重な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くため必要で合理的な配慮を行うこと。

# 「行政機関」と「事業者」

## ポイント

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・ 地方公共団体	 不当な差別的 取扱いが 禁止されます。	 <b>法的 義務</b> 障害者に対し、 合理的配慮を 行わなければ なりません。
民間事業者 (個人事業者・ NPOなどの 非営利事業者も含む)		 <b>努力 義務</b> 障害者に対し、 合理的配慮を行う よう努めなければ なりません。

＜個人的な関係や、思想、言論などは対象外＞

## 障害を理由とする差別や配慮の例

### ✕ 差別的取扱い

- ・ 車いすを使用していることを理由に入店を断られた。
- ・ 発達障害のある子どもが同伴していることを伝えたところ、入店を断られた。

### ○ 合理的配慮

- ・ 車いすで入店するための配慮を求められたら、段差にスロープを渡したり、車いすが通れるスペースを確保する。難しい場合は、人手で移動を支援する。
- ・ 発達障害のある子どもが利用しやすいよう、個室などを案内できる選択肢を提供する。

### 配慮が過度の負担となる場合

配慮が負担になり過ぎる理由を説明して、サービスが提供できないこと、制限や条件をつけることに納得してもらえよう努めなければなりません。

## 障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き（概要）

### 1 障害者差別支援地域協議会はなぜ必要なのですか？

障害者にとって身近な地域において主体的な取組があることが重要

- ◆行政機関の相談窓口へ障害者差別に関する相談等を行う際、初めから権限を有する機関を選んで相談することは難しい。
- ◆相談等を受ける行政機関においても、相談内容によっては、当該機関だけでは対応できない可能性がある。

【地域協議会を組織するメリット】

- (1)相談への迅速かつ適切な対応
- (2)紛争解決に向けた対応力の向上
- (3)職員の事務負担の軽減
- (4)権利擁護に関する意識のPR

国と地方公共団体の機関が、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織できる(法第17条)

### 2 地域協議会は何をするのですか？

- (1)複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- (2)関係機関等が対応した相談事例の共有
- (3)障害者差別に関する相談体制の整備
- (4)障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (5)構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- (6)障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

### 3 地域協議会はどうやって立ち上げるのですか？

(1)組織形態：

特別な決まりはない。単位(都道府県・市町村)、規模によって異なり、地域の実情に応じてさまざま。※既存の会議体に地域協議会の機能を付加する方法もある。  
※組織する際は、地域協議会の名称・構成員について適切な方法により公表する必要

(2)会議の運営：

まずは関係機関が一堂に集まり、お互い「顔」の見える関係を築くことが大切。効率的な会議のため分担も考えられる。Ex.代表者会議の下に実務者会議を置く。

(3)メンバー構成：設置主体や区域の広さなどによって異なる。(参考：下表)

(4)事務局：障害福祉部局が地域協議会の庶務を担当する。

Ex.地域協議会に関する事務の総括、各種取組に関する実施状況の進行管理、関係機関等との連絡調整

(5)都道府県と市町村の違い：組織単位でその特性を活かして業務を実施。

住民に身近な  
市町村

中間的位置づけの  
複数市町村連携

広域自治体で  
ある都道府県

### 4 各相談窓口と地域協議会との関係はどうなるのですか？

各相談窓口：一次的な受け皿 地域協議会：共有・協議の場  
相談を各窓口から適切な機関につなぐ、複数機関の連携が必要な時の対応

### 5 守秘義務

地域協議会を構成する全ての者に守秘義務。(法第19条)  
⇒積極的な意見交換や連携の推進を担保。

### 6 参考資料：関係条文等

【別添】モデル事業実施自治体の事例集

分野		都道府県	市町村
行政	国の機関	法務局、労働局や運輸支局などの国地方出先機関 等	法務局、公共職業安定所(ハローワーク) 等
	地方公共団体	障害者施策主管部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、学校、都道府県警 等	障害者施策主管部局、人権主管部局、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会、学校、警察署、消防本部 等
関係機関団体等	当事者	障害者団体、家族会 等	障害者団体、家族会 等
	教育	校長会、PTA連合会 等	校長会、PTA連合会 等
	福祉等	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター 等	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者(基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者)、社会福祉施設、民生・児童委員 等
	医療・保健	医師会(医師)、歯科医師会(歯科医師)、看護協会(保健師・看護師)、医療機関、病院団体 等	医師、歯科医師、保健師、看護師 等
	事業者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、事業者 等	商工会議所、公共交通機関、事業者 等
	法曹等	弁護士会(弁護士)、司法書士会、人権擁護委員連合会(人権擁護委員) 等	弁護士、司法書士、行政書士、人権擁護委員 等
その他		学識経験者、新聞社、放送局 等	学識経験者、自治会 等



## ○障害者差別解消支援地域協議会の設置手法

### 障害者差別解消法（平成28年4月施行）〔概要〕

- 1 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- 2 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- 3 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めている。

障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる

### 帯広市地域自立支援協議会

#### 地域生活支援会議

〔精神地域生活支援会議〕〔地域生活支援会議〕〔こども地域生活支援会議〕

#### 専門部会

地域活動支援センター部会

就労・社会活動部会

生活支援ノート作成部会

障害福祉計画部会

社会資源マップ作成部会

差別解消部会〔新設〕

個別支援会議

#### 運営会議

障害福祉課・子育て支援課

十勝障がい者総合相談支援センター

機能を持たせる

【機能】

- ・紛争の解決方法の協議、斡旋、仲介
- ・事例の蓄積による地域課題の抽出
- ・情報共有、発信

自立支援協議会の企画・運営を市と連携して行っており、相談支援事業所としてのノウハウも蓄積している。

新たな部会の運営も委託に含め、蓄積したノウハウを活かしながら、差別解消の推進を図っていく。

# 帯広市地域自立支援協議会

## 差別解消部会について

### ■ 設置取扱基準(資料6)参照

□ 目的

□ 取組事項

□ 組織

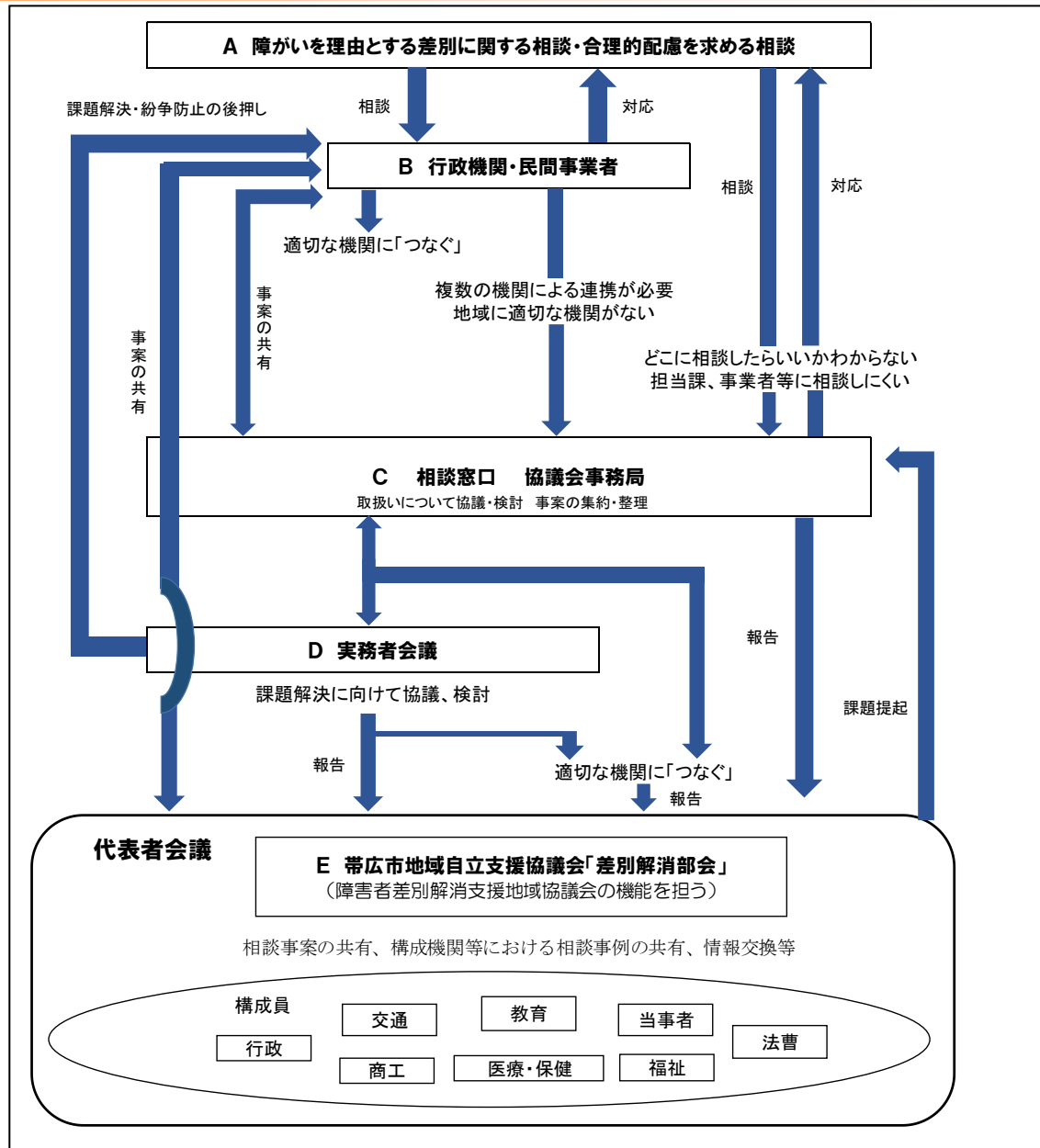
□ 部会長

□ 相談体制の整備

□ 会議 [ 代表者会議      実務者会議      事務局 ]

□ 守秘義務

# 相談事例等 フロー図



# 協議会が組織されたときは・・・

- 協議会が組織されたときは、その旨を公表しなければならない(差別解消法第18条第5項)
  - 公表は、協議会の名称及び構成員の氏名又は名称について行うものとする。
  - 公表は、広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

# 帯広市における公表(案)

## ■ 公表内容

### □ 協議会の名称

- 帯広市地域自立支援協議会「差別解消部会」

### □ 構成員名簿

- 所属機関・団体名、氏名

### □ 相談窓口

- 帯広市保健福祉部障害福祉課(所在、連絡先)
- 十勝障がい者総合相談支援センター(所在、連絡先)

### □ 全体会議の会議概要及び資料

## ■ 公表方法

- 市ホームページ(広報おびひろ～協議会の名称、相談窓口)

# 次年度以降の「代表者会議」

- 実務者会議における事案の共有
- 構成機関等における相談事例の共有
  - 相談記録票により情報提供を依頼
- 意見・情報交換